# 松伏町技能労務職等の給与等見直しに向けた取組方針

# 1 策定の目的

地方自治体の技能労務職員等の給与については、民間事業の同じ職種の従業員に比べて、その職務の性格や内容が類似しているにもかかわらず、給与水準が高いとの指摘がされているところです。今後も厳しい財政状況が続くと見込まれる中、技能労務職の給与等について総合的な点検を実施し、適正な給与制度の確立と運用を行うことが必要であり、この取組方針を策定しました。

# 2 現状

# (1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢

単位:百円

	松伏町			民 間			
職種	人数	平均 年齢	平均 給与	対応する民 間の 類似職種	平均 年齢	平均 給与	備  考
調理師	2 人	50.8歳	4, 269	調理士	41.2歳	2, 675	民間データは、埼玉県平均 値を使用
用務員	5 人	55.5歳	3, 927	用務員	53.9歳	2, 272	民間データは、全国平均値 を使用
運転手	2 人	57.0歳	4, 276	自家用乗用 車運転手	54.6歳	2, 968	民間データは、埼玉県平均 値を使用
その他	1人	****	****				
計	10 人	55.1歳	4, 061				

<sup>※</sup>松伏町のデータは、平成19年4月1日現在のものです。

# (2) 職種ごとの年齢別の人数

単位:人

	調理師	用務員	運転手	その他	計
~43 歳	0	0	0	0	0
44~47 歳	1	0	0	0	1
48~51 歳	0	2	0	0	2
52~55 歳	1	1	1	0	3
56~59 歳	0	0	1	1	2
60 歳以上	0	2	0	0	2
計	2	5	2	1	1 0

<sup>※</sup>民間のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成16年から平成18年の3ヵ年平均)を使用しています。

<sup>※</sup>平均給与とは、基本給のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・特殊勤務等の手当額の合計となります。

<sup>※</sup>松伏町のデータのうち、職種における職員数が1名の場合は、平均年齢、平均給与を掲載していません。

# (3) その他技能労務職の給与に関する事項

#### ①給料表

技能労務職給料表(国公の行政職給料表(一)の合成表)の1級制を採用しています。

#### ②手当

扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・休 日勤務手当・期末勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

# ③昇給基準

昇給基準については、次表のとおりです。また、昇給月を毎年1月と定め、職員の勤務成績に応じて昇給を実施しています。

#### 昇給号給数表

昇 給 区 2	A 極めて 良 好	B 特 に 良 好	C 良 好	D やや良好 でない	E 良 好 でない	
平成23年1月2日から	55歳未満	8以上	6	4	2	0
十成25年1月2日から	55歳超	4以上	3	2	1	0
平成20年1月2日から 平成22年1月1日まで	55歳未満	7以上	5	3	1	0
	55歳超	3以上	2	1	0	0

<sup>※</sup>平成22年1月昇給期までは昇給抑制措置(△1号給)を実施しています。

#### 3 基本的な考え方

松伏町定員適正化計画によって、職員の定員管理は厳しく管理されているところであり、技能労務職員については退職者不補充とし、新規採用を行わないこととしています。

職員の退職や病気休暇、休職等により欠員が生じた場合は、臨時職員等の雇用や民間への委託により対応します。

#### 4 具体的な取組内容

技能労務職員の職種については、これまでも度重なる見直しを行ってきており、 平成19年4月1日現在、10名の技能労務職員が在籍しています。見直し内容は、電話交換手業務の廃止、工務員、交通指導員及び守衛業務の民間委託等です。

技能労務職に関する特殊勤務手当については、見直しによる廃止を行い、現在は技能労務職にのみ適用される特殊勤務手当はありません。

平成19年4月1日には、国の給与構造見直しに伴い、当町の給与制度の見直しを 行い、技能労務職員平均で12.2%の給料引下げを行いました。

今後も引き続き、以下の項目について取り組んでいきます。

### ①定員について

業務の見直しによる定員の削減を推進していきます。業務については、民間委託、

廃止、臨時職員による対応を検討します。

# ②給与について

現在の給料表を国の行政職給料表(二)に準拠したものにするための改正作業を 行っていきます。また、人事院勧告等の動向を見ながら給料表の改正があった場合 は同様の改正を行います。

# ③昇給について

技能労務職に限らず、一般事務職についても現在の勤務評定制度から新たに人事 評価制度の導入を検討しています。制度の導入によって、目標管理、勤務実績、勤 務評価による昇給制度の確立を目指します。

# 5 その他

事務事業の見直しを行う中で、委託できる業務に関しては民間委託を推進し、退職者不補充、新規採用者を雇用しない方針に沿っていくと、今後下記の表のように技能労務職員の職員数は推移していきます。

# 年度別定年退職者数

年 度	定年退職 者	在職者数	定年退職者内訳
平成19年度	1	8	運転手1名(用務員1名が平成19年度中に退職)
平成20年度	2	6	用務員1名 環境指導員1名
平成21年度	1	5	用務員1名
平成22年度	0	5	
平成23年度	0	5	
平成24年度	1	4	運転手1名
平成25年度	0	4	
平成26年度	0	4	
平成27年度	1	3	調理師1名
平成28年度	0	3	
平成29年度	0	3	
平成30年度以降	3		用務員2名 調理師1名